

### ■英国：低炭素社会の実現に向けた環境関連3法が成立

英国では、2008年11月26日、気候変動法、エネルギー法、プランニング法が成立した。一連の法律は、英国が低炭素社会へ移行するための措置を規定したものである。気候変動法は、2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減（1990年比）する義務を主務大臣に課したものである。削減目標に法的拘束力を持たせたのは世界でも例を見ない。実施にあたっては、5年単位で排出上限を設定・監視するカーボンバジェット制を導入する。エネルギー法は、再生可能エネルギーの利用拡大、CO<sub>2</sub>回収・貯留技術（CCS）の開発など、低炭素技術の利用拡大について規定したものである。また、風力・太陽光などの小規模電源（5MW以下）からの固定価格買取制を規定している。プランニング法は、建物におけるエネルギー効率の向上、発電所等の大型インフラ建設の認可手続きの簡素化を規定したもので、原子力発電所や再生可能エネルギー設備の早期建設を促す。